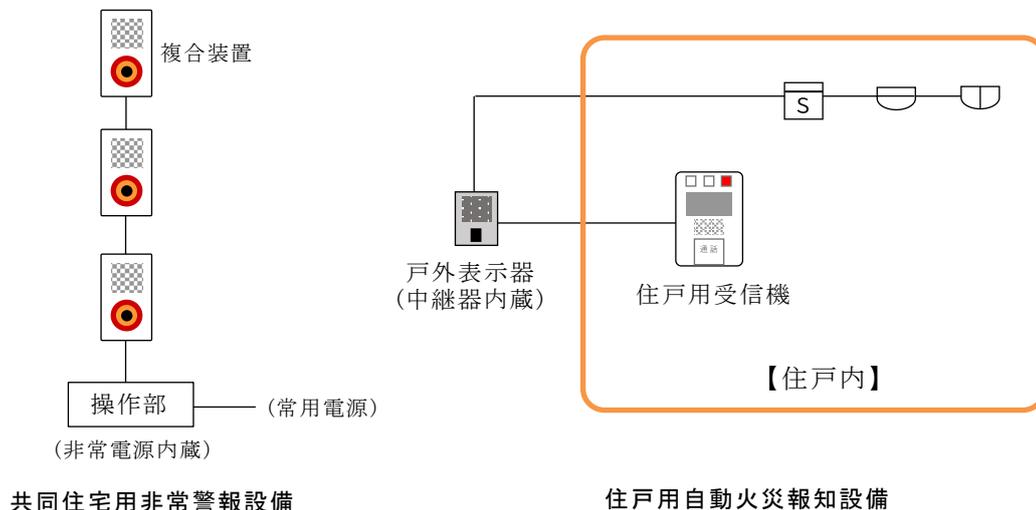


## 第28 住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備

住戸用自動火災報知設備は、住戸用受信機、感知器、戸外表示器等で構成され、住戸等で発生した火災を当該住戸内に報知するとともに、戸外表示器により当該住戸の外部にも火災の発生を報知することができる設備である。住戸用自動火災報知設備は、一住戸ごとに完結する設備であり、共用部分に設置された共同住宅用非常警報設備により火災の発生を全館に知らせる構成となっている。(第28-1図参照)



第28-1図

### 1 住戸用自動火災報知設備

住戸用自動火災報知設備は、40号省令第3条第3項第4号及び「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準」(平成18年消防庁告示第19号。以下「19号告示」という。)第3の規定によるほか、次によること。

#### (1) 警戒区域

警戒区域は、40号省令第3条第3項第4号イ及びロ並びに19号告示第3第1号の規定によるほか、次によること。

##### ① 警戒区域の面積の算出

警戒区域の面積の算出は、第27共同住宅用自動火災報知設備1.(1)を準用すること。

##### ② 警戒区域の設定

警戒区域の設定は、第11自動火災報知設備4.(9)を準用すること。

#### (2) 住戸用受信機

住戸用受信機は、規則第24条第2号(イ及びロに限る。)及び第6号並びに第24条の2第1号(ホ及びヘを除く。)によるほか、次によること。

##### ① 設置場所

住戸等及び共用部分に設けること。規則第24条の2第1号イに規定する「受信機の付近に当該受信機の操作上支障となる障害物がないこと」は、第11自動火災報知設3.(4).④(自立型を除く。)を準用すること。ただし、「住戸等及び共用部分で床面積が150㎡を超えるものに設けないこと」とされているが、床面積150㎡を超える住戸等及び共用部分に補助音響装置(住戸、共用室又は管理人室にいる者に対し、有効に音声警報を伝達するために、住戸用受信機から発せられた火災信号を受信し、補助的に音声警報を発する装置をいう。以下この項において同じ。)を設置し、音声警報を補完する等、居住者又は在館者に

対して有効に火災の発生を報知することができるよう措置を講じた場合は、令第32条の規定を適用して、住戸用受信機を設けることができる。

② 機器

機器は、規則第24条第2号イ及びロの規定によるほか、第27共同住宅用自動火災報知設備2.(3)を準用すること。

③ 常用電源

常用電源は、規則第24条第3号の規定によるほか、第27共同住宅用自動火災報知設備2.(4)を準用すること。

(3) 感知器

感知器は、40号省令第3条第3項第4号ハ及び19号告示第3第2号の規定によるほか、第27共同住宅用自動火災報知設備4((2)を除く。)を準用すること。

(4) 中継器

中継器は、第27共同住宅用自動火災報知設備5((3)を除く。)を準用すること。

(5) 音声警報装置

音声警報装置(補助音響装置の音声警報を含む。)は、次によること。

① 音声警報装置の音圧は、音声警報装置から1メートル離れた位置で70dB以上であること。

② 音声警報装置は、住戸等及び共用部分に、かつ、有効に火災の発生を報知できるように設けること。

「有効に音声警報又は音響警報が伝わらないおそれのある部分」とは、メゾネット型住戸等又は床面積が150㎡を超える住戸、共用室及び管理人室をいう。

③ 音声警報装置の音声警報音は、次に定めるところによること。

ア 音声警報音は、シグナル及びメッセージにより構成するものであること。

イ シグナルは、非常警報設備の基準(昭和48年消防庁告示第6号)第4第3号(2)に定めるところによること。

ウ メッセージは、男声によるものとし、火災が発生した場所、避難誘導及び火災である旨の情報又はこれに関する内容であること。

音声警報音のメッセージは、次の例又はこれに準ずるものとする。

「火事です。火事です。火災が発生しました。安全を確認のうえ避難してください。」(男)

④ 音声警報音は、サンプリング周波数8キロヘルツ以上及び再生周波数帯域3キロヘルツ以上のAD-PCM符号化方式による音声合成音又はこれと同等以上の音質を有するものであること。

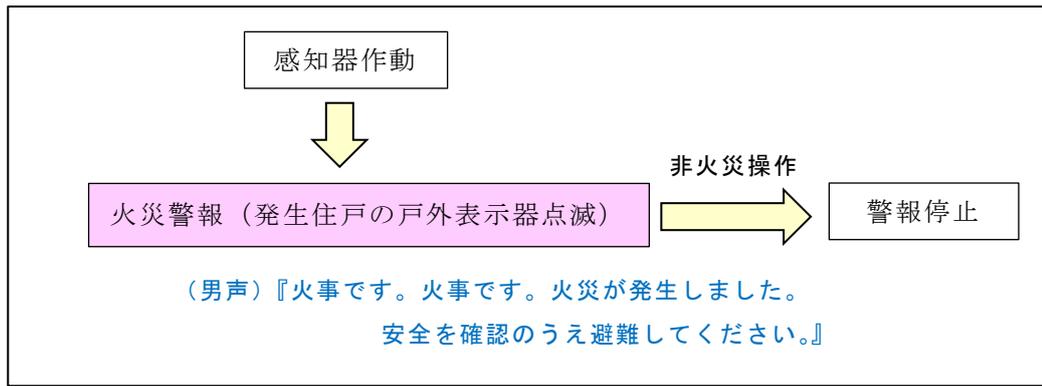
⑤ 音声警報を発する区域は、次によること。

ア 音声警報の構成は、第一シグナル、メッセージ、一秒間の無音状態、第二シグナルの順に連続する警報を一単位として、これを十分間以上連続して繰り返すものであること。

イ 火災信号を受信した場合に、自動的に音声警報を行うこと。

⑥ 住戸の外部から、自動試験機能(中継器規格省令第二条第十二号に規定する自動試験機能をいう。)又は遠隔試験機能を用いて住戸に設置されている住戸用受信機及び自動試験機能等対応型感知器並びに住戸の外部に設置されている戸外表示器の機能の異常を確認する場合には、当該住戸の音声警報装置が音声警報(戸外表示器の警報を除く。)を発しない措置を講じることができるものであること。

⑦ 音声警報装置の機能は、第28-5図の例によること。



第28-2図

(6) 音響警報装置

音響警報を用いる住戸用自動火災報知設備にあつては、前号((5).③ア及びウ、⑥アを除く。)及び(7).②に定めるところによるほか、感知器から発せられた火災信号を受信した場合に住戸用受信機から火災が発生した旨の音響警報を発するものであるほか、次によること。

- ① 音響警報装置は、音圧の音響効果を妨げる障害物のない位置に設けること。
- ② メゾネット型住戸等や床面積が150㎡を超える住戸等及び共用部分については、当該部分に音声警報又は音響警報を有効に伝達することができるように補助音響装置を設けることとする。
- ③ 音響警報音のシグナルは、非常警報設備告示第4第3号(2)の規定によるほか、次の例又はこれに準ずるものとする。

第1シグナル (ピンポン、ピンポン、ピンポン)

+

第2シグナル (ビューッ、ビューッ、ビューッ (スイープ音))

※ 以降繰り返し (住戸用受信機に予備電源を設置した場合は、10分間以上の繰り返し)

(7) 配線

配線は、規則第24第1号(チを除く。)及び第5号の2ハの規定によるほか、次によること。

- ① 電源から住戸用受信機(監視状態を60分間継続した後、10分間以上作動することができる容量の予備電源を有する場合を除く。)までの配線並びに住戸用受信機から戸外表示器、音声警報装置(住戸用受信機の音声警報装置を除く。)及び補助音響装置までの配線は、規則第12条第1項第5号の規定の例によること。
- ② 住戸等に設ける感知器及び音声警報装置の信号回路の配線(戸外表示器と共用する配線を除く。)は、当該住戸等の外部から容易に導通を確認することができる措置を講じていること。

(8) 戸外表示器

戸外表示器は、第27共同住宅用自動火災報知設備8を準用すること。

## 2 共同住宅用非常警報設備

共同住宅用非常警報設備は、40号省令第3条第3項第4号ホ及びへ並びに19号告示第4第の規定によるほか、次によること。

### (1) 設置場所

共同住宅用非常警報設備は、直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に設置することができる。

なお、「直接外気に開放されていない共用部分」とは、第27共同住宅用自動火災報知設備4.(1).①によること。

### (2) 機器

① 共同住宅用非常警報設備は、認定品を使用すること。☞ i

② 次に掲げる場所に起動装置を設ける場合は、防爆型、防食型、防雨型又は適当な防護措置を施すこと。

ア 腐食性ガス等の発生するおそれのある場所

イ 可燃性ガス、粉じん等が滞留するおそれのある場所

ウ 開放型の廊下等で雨水等が浸入するおそれのある場所

### (3) 起動装置

規則第25条の2第2項第2号の2（イを除く。）の規定によるほか、次によること。

① 操作上支障となる障害物がない箇所に設けること。

② 各階ごとに、階段付近に設けること。（階段から5m以内の廊下又は踊場の位置）

なお、階段室型特定共同住宅等にあつては、一階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けることができる。また、階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、当該階及び当該階から上方に数えた階数三以内ごとに設けること。

### (4) 音響装置

音響装置は、非常ベル又は自動式サイレンの音響装置とし、次によること。

① 音圧は、音響装置の中心から1m離れた位置で90dB以上であること。

② 一の起動装置の操作によって、当該特定共同住宅等に設ける音響装置を一斉に鳴動させることができること。

なお、起動装置に一斉鳴動もできる措置が講じられている場合は、円滑な避難誘導を図る観点から、廊下型共同住宅等の場合は出火階及びその直上階を、階段室型共同住宅等の場合は当該階段室ごとを区分鳴動とすることができる。

③ 音響効果を妨げる障害物がある場所には設けないこと。

④ 障害を受けるおそれのある場所には設けないこと。

⑤ 廊下型特定共同住宅の場合は、廊下の各部分から一の音響装置までの水平距離が25m以下となるように設けること。

なお、住戸等の部分は含まれないものであること。

⑥ 階段室型特定共同住宅等にあつては、一階及び当該階から上方に数えた階数3以内ごとに設けること。

なお、階段室型特定共同住宅等が傾斜地に存すること等の理由により、地階が避難階となり、当該階に住戸等が存する場合は、前3.(3).②後段によること。

### (5) 表示灯

表示灯は、規則第25条の2第2項第2号の2ニの規定によるほか、第15非常警報設備によること。

### (6) 操作部

① 点検に便利で、かつ、雨水等のかかるおそれの少ない場所に設けること。

② 一回線に接続することができる音響装置及び表示灯の個数は、それぞれ 15 以下とすること。

(7) 非常電源、配線等

非常電源及び配線等は、規則 25 条の 2 第 2 項第 4 号及び第 5 号の規定によること。

### 3 令第 21 条に規定する自動火災報知設備による代替設置

令第 21 条に規定する自動火災報知設備を次に適合するように設けた場合、令第 32 条の規定を適用して、共用部分及び住戸以外の住戸等の住戸用受信機並びに共同住宅用非常警報設備を設けないことができる。

(1) 住戸用自動火災報知設備の感知器は、住戸用受信機に接続することとされているが、直接外気に開放されていない共用部分及び住戸以外の住戸等に設ける感知器について、防災センター等に令第 21 条に規定する自動火災報知設備の受信機を設置し、当該感知器を接続した場合

なお、自動火災報知設備の感知器と連動して共同住宅用非常警報設備の音響装置が鳴動する場合を除き、当該部分に令第 21 条に規定する自動火災報知設備の地区音響装置及び発信機を設置すること。

(2) 直接外気に開放されていない共用部分以外の共用部分に、令第 21 条に規定する自動火災報知設備の発信機、地区音響装置及び表示灯を告示第 19 号第 4 の規定に準じて設置した場合

### 4 住戸利用施設

40 号省令第 2 条の規定により、特定共同住宅等に住戸利用施設が入居する場合は、次のこと。

(1) 40 号省令第 3 条第 3 項第 4 号ニに規定する「当該住戸利用施設の関係者等に、自動的に、かつ、有効に報知できる装置」とは、第 27 共同住宅用自動火災報知設備 9 によること。

(2) 住戸利用施設の全ての居室には、規則第 23 条第 4 項第 1 号ニに掲げる場所を除き、煙感知器が設置されていること。☞ i

